

にかほ市ガス事業譲渡に関する  
募 集 要 項

平成30年6月

秋 田 県 に か ほ 市

# 募 集 要 項

にかほ市（以下「市」という。）は、市営ガス事業を民間譲渡することとし、事業を継承する法人を次のとおり募集する。

## 1. 募集する法人

市が経営するガス事業（ガス事業法に基づくガス小売事業及び一般ガス導管事業）を継承する法人（以下「事業主体」という）。

## 2. 応募資格

応募者は、単独の法人又は複数の法人で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）であって、次の（１）から（４）までの全てに該当するものであること。

- （１）応募者又は応募グループの構成員のいずれかに、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号、最終改正平成 27 年 6 月 24 日法律第 47 号）第 2 条第 11 項に定めるガス事業のいずれかの事業実績があること。
- （２）応募者又は応募グループの構成員のいずれかが、別の応募者（別の応募グループの構成員を含む。）として重複参加していないこと。
- （３）応募者又は応募グループの構成員のいずれかが、国税及び地方税を滞納していないこと。
- （４）応募者又は応募グループの構成員のいずれかが、破産手続開始の申立て、再生手続開始の申立て又は更正手続開始の申立てがなされていないこと。

なお、応募グループである場合は、グループを代表する法人（以下「代表企業」という。）を定め、応募手続きを代表して行うこと。

## 3. 基本条件

事業主体は、にかほ市ガス事業の民営化について協議した「にかほ市公営企業運営審議会」の答申内容及び議論内容を理解し、次の事項を履行、遵守しなければならない。（答申内容については、にかほ市公式サイトを参照

<http://www.city.nikaho.akita.jp> 生活・環境▶ガスと水道)

## (1) 基本事項

### ① 保安・安定供給体制に関する事項

- ・ガス事業者として経験や実績があること。
- ・将来にわたって安定した経営基盤による安定供給、保安の確保がなされること。
- ・事業の円滑な譲り受けと、将来にわたって安全で安定したガスの供給維持が可能であること。
- ・製造、供給施設及び需要家の保安体制が現行水準を下回らないこと。
- ・緊急事態にも早期対応可能な保安体制が整備されていること。

### ② 顧客サービスに関する事項

- ・ガス料金は、原料である海外からのLNG需要拡大により卸価格の変動が懸念される状況下、経営努力により料金の安定性、廉価性、公平性の確保に努めること。
- ・需要家の利便性向上を図ること。
- ・器具の販売や修理等のサービス展開が可能であること。

### ③ 維持管理に関する事項

- ・短期、中長期の維持管理や更新の計画を立案・実施すること。
- ・計画的な施設整備を継承すること。
- ・経年管については、適切に対策を講ずること。

### ④ 経営に関する事項

- ・公益事業者として、健全な事業運営を維持できる安定した経営基盤を有すること。
- ・ガスの新しい利用形態の普及に取り組み、需要の増加を目指すこと。
- ・事業活動を通じて、地域産業の活性化、雇用の創出等が図られること。

### ⑤ 権利譲渡の制限等

- ・指定する期間、第三者への事業譲渡又は株式の譲渡は行わないこと。ただし、やむを得ない事由があり、市と協議し承諾を得た場合はこの限りでない。

### ⑥ 関連事業者との協定の継承

- ・市は、石油資源開発株式会社と平成18年4月1日付け「液化天然ガス売買契約書」(平成36年度までの有効期間(但し、当該期間満了の日の6ヶ月前までに、双方いずれか一方より相手方に対し、書面による別段の意思表示がない限り、更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。))を締結していることから、ガス事業の譲渡にあたっては、これらが継承されること。

(2) 事業譲渡について

① 譲渡の時期

平成 32 年 4 月 1 日 0 時

② 譲渡資産

譲渡日前日における固定資産（土地、建物、導管、機械装置等）及び流動資産の一部（「売掛金、未収金、製品、原料、貯蔵品」から現金・預金を除く。）

（譲渡予定有形固定資産の明細については、別紙 1 を参照のこと。）

③ 譲渡価格

譲渡資産に係る価格は、双方協議の上決定するものとする。

(3) 事業を継承する会社の資金調達について

① 資金調達

事業譲受に必要な資金は、事業主体が調達すること。

(4) 市の関与

① 瑕疵担保責任

市は、譲渡後の瑕疵担保責任を負わない。

② 市職員の派遣

事業主体への市職員の派遣は行わない。但し、事業主体から円滑に事業譲渡を行なうための派遣要請は短期間に限り可とし、その間の派遣に要する費用は事業主体が負担するものとする。

③ 市の出資

事業主体への市の出資は行わない。

④ その他

事業主体からの要請があった場合は、既存のガス導管に係る市道の占用料及び固定資産税等について譲渡後 5 年間を上限に軽減等の措置を講ずるよう協議する。

(5) 事業主体への要請事項

① 市ガス供給施設工事指定業者等の処遇について

市が工事業業者として指定している事業者及び指定業者が結成し管理者が承認した協会について、導管工事等の発注に際し契約対象として誠意をもって対応すること。また、技術力向上のための指導対象として、誠意をもって対応すること。

② 市が検針業務を委託している検針員の処遇について

市が検針業務を委託している検針員について、本人の希望があるときは、契約の継続について対応すること。

③ ガス事業従事職員の雇用について

市ガス事業に従事する職員について、本人に転籍の希望があるときは、雇用について誠意をもって対応すること。

④ 市民に対する利便性の確保について

需要家からの相談等に対応できる、窓口の設置等サービス体制を強化し、現状の利便性を更に向上させること。

⑤ 工事等における市行政との連携について

ガス管敷設工事等においては、市の公共工事と連携して協力するよう配慮し、お互いの経費の節減に努めること。

⑥ 平常時及び有事における市行政との連携について

平常時から行政と市民生活の安定のため、密接に連携、協力を図ること。また、災害時に備え市との災害協定を結び、指定された施設へのガス供給に努めること。

⑦ 東北及び秋田県のガス協会について

一般社団法人日本ガス協会東北部会及び秋田県都市ガス協会における地位を継承し、管内事業者との連携を維持すること。

(6) 議会の議決及び監督官庁の認可について

事業主体への事業譲渡については、市議会の議決及び経済産業大臣の事業譲渡譲受の認可が要件となる。

(7) 事業の引継ぎ等について

事業の円滑な引継ぎ方法については、引継担当職員の配置も含め、事業主体と別途協議する。

#### 4. 事業主体選定の手順

事業主体の選定は次の手順で行う。審査は透明性及び公平性を確保することを目的として設置された、にかほ市ガス事業譲渡先選定委員会において行い、その報告を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。

(1) 第一次審査（資格審査）

応募者の資格審査を行い、これに合格した応募者に事業提案書の基礎となる提案要領を配布する。

資格審査は、次の条件について行う。

- ① 募集要項2. 応募資格に示す条件を満たしていること。
- ② 応募に必要な書類を全て提出していること。

(2) 第二次審査（提案審査）

第一次審査合格者に事業提案書（譲受希望価格を含む。）の提出を求め、次のとおり書面評価とヒアリングを行い、優先交渉権者を選定する。

① 事業提案書の審査

- ・譲り受けに当たっての基本条件等を満たしていること。
- ・提案内容に現実性があること。
- ・事業経費等に現実性があること。

② ヒアリング

経営基盤、経営理念、保安技術力、地域社会貢献、譲受希望価格などを含めた提案内容について説明を受け、総合的な評価を行う。

(3) 譲渡契約

市は優先交渉権者と諸条件の詳細について協議を行い、合意できた場合に事業主体と定めて、基本協定及び事業譲渡仮契約を締結する。仮契約は、事業譲渡に関する議案が市議会において承認されて本契約となる。

5. 日程（予定）

①募集要項の公表及び配布	平成30年7月17日（火）～
②第1回目の質問の受付	平成30年7月17日（火）～7月31日（火）
③第1回目の質問の回答	平成30年8月10日（金）
④応募の受付	平成30年8月20日（月）～9月19日（水）
⑤第一次審査結果通知・提案要領の配布	平成30年10月10日（水）
⑥現場説明会	平成30年10月中旬～下旬
⑦第2回目の質問の受付	平成30年11月上旬

⑧第2回目の質問の回答	平成30年12月中旬
⑨事業提案書・譲受価格の受付	平成31年2月上旬～3月中旬
⑩第二次審査（ヒアリング）	平成31年5月中旬
⑪譲受事業者決定通知	平成31年6月中旬
⑫基本協定及び事業譲渡仮契約締結	平成31年7月中旬
⑬事業譲渡議案提出	平成31年8月下旬
⑭事業譲渡譲受認可申請	平成31年10月中旬
⑮事業譲渡	平成32年4月1日0時

（注意）応募状況等によって、日程を変更する場合がある。

## 6. 第一次審査（資格審査）の応募手続き等

### （1）応募に関する関連資料の開示

参加意向のある応募者に対し、市はガス事業に関連する資料を開示する。

なお、応募者は以下に示す期間において、資料開示の申し込み依頼（様式自由）を募集事務局宛てに電子メールにて送信し、別途市が開示する秘密保持契約書を提出の上、資料を受け取ること。

### （2）応募に関する質問・回答

#### ①質問の方法

質問書（様式4）を、Microsoft Word形式により作成し、電子メールの添付ファイルとして募集事務局宛に送信すること（メールアドレスは末尾のとおり）。その他の方法による問い合わせは受け付けない。

なお、参加意向のある応募者は、質問事項がない場合においても、その旨を質問書（様式4）に記入のうえ、募集事務局宛に送信すること。

#### ②質問期間

平成30年7月17日（火）～7月31日（火） 午後5時まで

#### ③回答

平成30年8月10日（金）までに、各応募者の質問に対する回答を、一括して全応募者に電子メール又は文書にて送付する。応募グループに対しては代表企業に通知する。

第1回目の質問は、募集要項に関する質問のみを受け付け、事業提案に必要な詳

細な事業内容に関しては、第2回目の質問で受け付けを行う。

### (3) 応募の受付

#### ① 期間

平成30年8月20日(月)～9月19日(水) 平日午前8時30分～午後5時まで  
(土・日曜日、祝祭日を除く)

#### ② 提出書類

別紙2に掲げるもの(正本1部、副本6部)

#### ③ 提出方法

提出書類を募集事務局まで直接提出すること。グループで応募される場合は、代表企業が提出すること。

### (4) 第一次審査結果通知・提案要領の配付

第一次審査の結果は、平成30年10月10日(水)までに全応募者に電子メール及び文書にて通知する。応募グループに対しては代表企業に通知する。

第一次審査後は、応募グループの構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市が検討のうえ変更の可否を決定する。

なお、第一次審査合格者には、第二次審査日程の詳細や事業提案書様式等を記載した提案要領を別途配付する。

## 7. 審査結果等の公表

審査結果の概要、選定された事業主体及びこれにかかる提案内容の概要等については、市情報公開条例(平成17年10月1日条例第10号)第8条の規定により不開示とされるものを除き、適宜公表する。

## 8. 応募に当たっての留意点

(1) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出した書類の変更は、原則として認めない。

(3) 提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。

(4) 使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨及び単位は計量法(平成4年法律第51条)に定めるものとする。

- (5) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業の公表その他、市が必要と認めるときは、市は提出書類の全部又は一部を無償で自由に使用できるものとする。(市情報公開条例第8条の規定により、不開示とされるものを除く。)契約に至らなかった応募者の事業提案書については、本事業の公表以外には使用しない。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 審査結果に対する異議申立は認めない。
- (9) 市から提供する資料は、応募のための検討以外の目的で使用することを禁じる。

**【募集事務局】**

〒018-0402

秋田県にかほ市平沢字舟橋4番地

にかほ市ガス水道局 管理課

TEL：0184-37-3131

FAX：0184-37-3132

E-mail：kanrika@city.nikaho.lg.jp